

「諸外国の職業リハビリテーション制度・サービスの
動向に関する調査研究」
(調査研究報告書 No.169)

「正誤表」

2023年3月に印刷しました「諸外国の職業リハビリテーション制度・サービスの動向に関する調査研究」(調査研究報告書 No.169)について、一部表記に誤りがありました。

当該報告書(印刷版)について、以下のとおり訂正し、お詫び申し上げます。

なお、当機構ホームページに掲載されているダウンロード版のPDFファイルは、訂正を反映したものです。

機構ホームページ掲載場所:

<https://www.nivr.jeed.go.jp/research/report/houkoku/houkoku169.html>

ページ	該当箇所	正	誤
p.1	表 第1列第8行	地域関係機関の連携	地域関係期間の連携
p.1	表 第2列第6行	～求職者雇用支援機構	～求職者雇用機構
p.15	第8行	2020年に	今年
p.17	第23行	2013年の	2014年の
p.17	第31行	2013年の	2014年の
p.27	表序-2-1 第1列第8行	地域関係機関の連携	地域関係期間の連携
p.27	表序-2-1 第2列第6行	～求職者雇用支援機構	～求職者雇用機構
p.34	第3行	2016年からは	2014年からは
p.35	第5行	2013年の	2014年の
p.39	第18行	ドイツ戦争墓地維持国民同盟(Vdk)	Vdk ドイツ
p.41	第22行	以下のように	以下のように
p.43	第8行	考えられなかった	考えられなかった
p.55	第28行	2019年まではAETH、2020年からは ARLH	AETH
p.56	第18行	廃止され、2020年から重度障害関連 支援金(ARLH)だけに代わった。	廃止された。
p.104	第15行	2008年に発効した	2005年に発効した
p.113	第22-23行	ドイツや他のEU諸国	ドイツやEU諸国
*p.114, 118, 120, 122, 125		障害平等指数	障害者平等指数
p.123	第19行	ヘルス	ヘルネス
p.135	第14行、第15行	ARLH	AETH
p.135	第15～16行	企業が受給でき、2019年までの「障 害労働者雇用支援金(AETH)」に代 わるものである。	企業はこのAETHの受給が雇用 率カウント上の優遇かのどちらか を選択することができる。
*p.142 図Ⅱ-2-2 第4行, p.169 文献 11,12		適合企業	適応企業
p.146	第28行	評価、査定、実施	評価、評価、選択
p.153	第23行	取組	取組の取組
p.162	第31行	【文献・資料】	4 概要
p.170	第15行	促進への企業責任と公的支援	促進に資する公的な支援
p.185	第28行	合理的配慮	合理駅配慮
*p.189	第28行	アクセシブル技術	支援機器
p.252	第5行	WIOA	WAIO
p.254	文献1.2	労働力革新機会法	労働力投資機会法
*p.256	第13行、第21行	労働力革新機会法	労働力変革機会法

(*訳語統一のためであり、他訳を誤りとする意図ではない。)